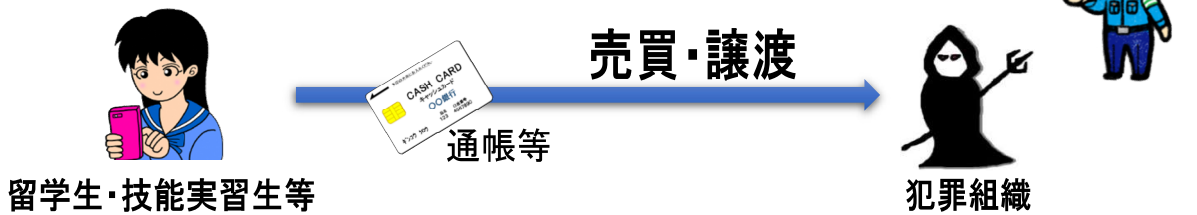




# 大仁警察サイバー通信 R4-1号

## 通帳 や キャッシュカード を 他人に譲り渡す行為は**犯罪**です



- ① 他人のインターネットバンキングのID・パスワードを盗み取り、不正に送金する事件が多発しています。
- ② 「いいアルバイトがある」などと誘われて、通帳等を売ってはいけません。
- ③ 犯罪組織に譲渡・転売された通帳やキャッシュカードは、不正送金等の犯罪に利用されます。
- ④ そうなれば、あなたは犯罪に加担することになり、  
**逮捕・強制送還・罰金** になるおそれがあります。



**携帯電話等の転売**についても**注意**してください！

販売店から携帯電話等をだまし取る行為は**犯罪**です！

- ① 携帯電話等の**転売目的の契約はしない**
- ② インターネット掲示板や闇サイトでの「携帯電話・SIMカードを売ります。高値で買い取ります」という書き込みや広告には**応じない**
- ③ 自分名義の通話可能な携帯電話等やSIMカードを**譲渡する場合は、必ず携帯電話会社に連絡**して変更手続きをする